

○若年運転者講習実施要領の制定について

(令和4年7月8日例規第58号)

この度、別添のとおり「若年運転者講習実施要領」を定めたので通達する。

別添

若年運転者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、若年運転者講習の実施に関する規程（令和4年県公委規程第15号。以下「規程」という。）第10条及び指定講習機関が行う若年運転者講習の実施に関する規程（令和4年県公委規程第16号。以下「指定講習機関規程」という。）第16条の規定に基づき、公安委員会及び指定講習機関（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項第3号の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）が行う若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 講習実施責任者等

1 講習実施責任者

規程第4条第1項の講習実施責任者（以下「講習実施責任者」という。）は、講習が適正かつ確実に実施されるよう、講習全般の計画的な運用に努めるものとする。

2 講習実施担当者

規程第4条第2項の講習実施担当者は、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐し、同条第3項に規定する講習指導員（以下「講習指導員」という。）の指導教養、講習計画の策定、講習の運用指導その他講習に係る事務を行うものとする。

3 講習指導員

規程第4条第3項の規定による講習指導員の指定は、講習実施責任者が県本部運転免許課の職員の中から指名する同項各号に掲げる要件を備えた者について行うものとする。

第3 講習の実施場所

公安委員会が行う講習は、静岡県警察中部運転免許センターにおいて行う。

第4 講習実施計画

1 公安委員会が行う講習

講習実施責任者は、毎月5日までに翌月の講習実施計画を策定するものとする。

2 指定講習機関が行う講習

指定講習機関規程第9条の規定による講習実施計画の報告は、若年運転者講習実施計画報告書（様式第1号）により行うものとする。

第5 講習の通知等

1 講習の通知

講習実施責任者は、法第 102 条の 3 に規定する基準該当若年運転者に対し、若年運転者講習通知書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）別記様式第 22 の 11 の 2 の 2。以下「通知書」という。）を配達証明郵便により送付して講習の通知を行うものとする。この場合において、通知書には次に掲げる事項を記載した書面を添付し、当該基準該当若年運転者から受講希望場所の申出を行わせるものとする。

- (1) 講習の所要時間
- (2) 携行品（通知書、運転免許証、法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。））、筆記用具、手数料等）
- (3) 服装等受講上の留意事項
- (4) 講習実施場所の一覧

2 講習の受講申出の受付

前記 1 の申出（以下第 5 において「申出」という。）は、講習指導員が電話又は口頭により受け付けるものとする。この場合において、講習指導員は、講習予約受付簿（様式第 2 号）及び若年運転者講習受講申込一覧表（様式第 3 号）に必要事項を記録するものとする。

3 講習の日時及び場所の指定等

- (1) 講習実施責任者は、申出をした者の講習の日時及び場所を指定し、講習指導員にその旨を当該者に連絡させるものとする。
- (2) 講習実施責任者は、指定講習機関を講習場所として指定したときは、当該指定に係る者の次に掲げる事項を当該指定講習機関に通知するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 住所

エ 性別

オ 講習に係る運転免許の種類

カ 免許証番号又は免許情報記録番号（法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録の番号をいう。以下同じ。）（当該者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証番号及び免許情報記録番号）

キ 講習指定年月日

- (3) 前記 (2) の規定による通知を受けた指定講習機関は、当該通知に係る情報が漏れることのないよう、その保管管理を徹底すること。

4 やむを得ない理由に係る書類の提出があった場合の措置

講習実施責任者は、やむを得ない理由（道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 37 条の 11 各号に掲げるやむを得ない理由をいう。以下同じ。）により特定日（府令第 38 条の 4 の 2 の 2 第 3 項に規定する特定日をいう。）後に講習を受けようとする者から当該やむを得ない理由があることを証するに足る書類が提出された場合は、当該やむを得ない理由の確認を十分に行った上で（当該書類が指定講習機関に提出された場合にあつては、指定講習機関からその旨を速やかに報告させ、当該書類に係るやむを得ない理由の確認を十分に行った上で）、講習の日時及び場所を指定するものとする。

第 6 講習の実施方法

1 講習の受付

講習当日の受付は、次により行うものとする。

- (1) 受講者に若年運転者講習受講申請書（規程様式第 2 号）を提出させ、当日受講者（指定）名簿（様式第 4 号）を作成すること。
- (2) 若年運転者講習受講申請書を受理する際は、通知書及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示させ、本人であることを確認すること。
- (3) 開講時刻に遅刻した者については、再度受講の申出を行わせること。

2 講習用教材等

(1) 視聴覚教材等

ア 性格と運転の概説に関する視聴覚教材を必要数整備し、及び筆記による検査に用いる運転適性検査用紙を必要数整備すること。

イ 講習は、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力の養成に資する教本等を必要に応じて使用して行うこと。

(2) 講習車両

ア 講習に使用する車両（以下「講習車両」という。）は、普通自動車免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車を含む。）であつて、講習指導員又は運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（以下「補助ブレーキ」という。）を備えたものとする。

イ 身体が不自由な受講者による自己保有の改造車両の持込みは、補助ブレーキを備えているものに限り認めるものとする。この場合において、車両の持込みを行う受講者には、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させること。

ウ 講習車両には、「講習中」の標識を前方又は後方から見やすいように表示すること。

(3) 録画装置

実車による講習の状況（車内からの走行状況及び受講者の運転姿勢）を記録するための所要の録画装置を整備すること。

(4) 映像再生機材

前記(3)の実車による講習の状況を録画した映像を用いた指導を実施するための所要の映像再生機材を整備すること。

3 講習の内容

講習は、若年運転者講習課程表（別表）に基づいて行うほか、次により行うものとする。

- (1) 運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査及び普通自動車の運転をさせることにより行う検査に基づき行うこと。
- (2) 前記(1)の筆記による検査は、「科警研編 73C 型」（指定講習機関が行う場合にあつては、「科警研編 73C 型」又はこれと同等の水準以上）の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。
- (3) 前記(2)の規定による検査の結果は、カウンセリング等の後、運転適性検査結果通知書（様式第 5 号）（「科警研編 73C 型」以外の運転適性診断資料を使用した場合にあつては、相当する書面）により受講者本人に交付すること。

第 7 講習の秩序維持

講習実施責任者及び指定講習機関は、次のいずれかに該当する者については、その者に対する講習を停止し、途中退講させることができる。

- (1) 他の受講者の講習を妨害し、又は他の受講者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) その他講習指導員等の指示に従わない者

第 8 若年運転者講習終了証明書の交付

講習を終了した者には、規程第 9 条又は指定講習機関規程第 12 条の規定による若年運転者講習終了証明書の交付を行うものとする。

第 9 講習を終了できなかった場合の措置

講習開始後、受講者が急病その他の理由によりやむを得ず講習を終了できなかった場合は、未受講に係る課程の受講日を改めて指定し、受講させるものとする。

第 10 各種事故の防止等

- 1 講習実施責任者及び指定講習機関は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員等に特段の配意をさせること。
- 2 指定講習機関規程第 14 条の規定による報告は、次に掲げる事案の区分に応じ、それぞれ次に定める様式により行うものとする。
 - (1) 講習中の交通事故事案（後記(2)に該当する事案を除く。） 若年運転者講習の実施に伴う交通事故発生報告書（様式第 6 号）

(2) 講習中における交通違反で、検挙又は告知をされた事案 若年運転者講習の実施に伴う交通違反発生報告書（様式第 7 号）

(3) その他特異事案 若年運転者講習の実施に伴う特異事案発生報告書（様式第 8 号）

第 11 講習実施結果の報告

講習実施責任者は、毎月の講習実施結果を、翌月 5 日までに公安委員会に報告するものとする。

第 12 指定講習機関に対する指導監督

講習実施責任者は、講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持向上を図るため、指定講習機関と連絡を密にし、必要な指導監督を行うものとする。